

令和2年8月25日(火)

令和2年第8回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：皆さん、こんにちは。今月もコロナウイルス関係の影響で推進委員の方々には出席させておりませんので、推進委員の調査資料に関しては、地域の委員の方々に説明をお願いします。

議 長：ただ今から、令和2年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、9番：松岡日出雄委員、10番：砂川寛裕委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は13件でございます。受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から13番は、別紙参考資料1ページから13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番と2番に関しては、譲受人が同じ方ですので併せて説明いたします。場所は、消防上野出張所から野原集落向け1.3Kmに位置し、譲受人は30年以上の農業経営で、機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、上野千代田陸上自衛隊官舎から上野小学校向けの市営豊原団地付近に位置し、譲受人は葉たばこ、畜産経営農家で、機械等も所有しての採草地管理です。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下里添公民館の西側に位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、JA宮古本部の北側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、伊良部高校から白鳥崎向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、福南公民館の南側に位置し、譲受人はドラゴンフルーツ等の果樹栽培農家です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、JA城辺支店の東側に位置し、譲受人は複合経営でサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の東側500㎡に位置し、譲受人はハーベスター導入して、サトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、更竹病院の東側200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号11番と12番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号11番と12番の説明をいたします。場所は、来間ファームポンドの北側と来間小・中学校グラウンドから南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、池間島から狩俣集落向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から13番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、8件でございます。受付番号14番から21番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号14番から21番は、別紙参考資料12ページから17ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号14番と15番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、上野中学校から新里集落向け600㎡の交差点に位置し、譲受人は機械等も所有してトウガン栽培農家です。

受付番号15番の説明をいたします。場所は、資源リサイクルセンター南側500㎡に位置し、譲受人は機械等は兄弟から借りて、パパイヤ栽培とサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、伊良部支所から国道へ500㎡の所に位置し、譲受人は機械等も所有して夫と一緒に農業経営でサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号17番と18番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、東山ファームポンドの東側に位置し、譲受人はドラゴンフルーツ栽培とコーヒー苗等の果樹栽培です。

受付番号18番の説明をいたします。場所は、城辺地下ダム資料館の西側600㎡と西城幼稚園西側700㎡に位置し、譲受人は新規就農で野菜(ゴーヤー)栽培です。

議長：次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、下南公民館の西側700㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号20番と21番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、JA下地支店から与那覇前浜向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号21番の説明をいたします。場所は、東急ホテルの入口に位置し、譲受人は機械等のオペレーターしながらサトウキビ栽培です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、11番委員

喜屋武委員：

受付番号14番の譲受人の経営面積が0haとなっていて、更新とのことですが説明をお願いします。

伊良部事務局：

5年前から基盤法で借りていましたが、契約期間切れで面積が0haとなっていて、今回は更新して農業経営開始との申請です。

議 長：ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号14番から21番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は16件でございます。受付番号22番から37番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号22番から37番は、別紙参考資料22ページから37ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号22番から37番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、6件でございます。
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の南側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営でサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、皆福地下ダムの南側300mに位置し、譲受人はハーベスター等を所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号3番から6番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：受付番号3番から6番に関しては参考資料等を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は8件でございます。
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、県道新里線沿いの市営豊原団地の北側200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜作農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部製糖工場の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西城保育所の北側に位置し、譲受人は野菜作農家です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、与那覇湾の松原墓地団地の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して畜産経営とサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号5番・6番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

奥濱委員：受付番号5番・6番の説明をいたします。場所は、加治道のクリニック病院の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号7番・8番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、川満集落の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜作です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、東急ホテルのウインディー前浜の北側に位置し、譲受人は養鶏農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は10件でございます。受付番号1番から10番を説明いたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 はい、16番委員

砂川委員：

受付番号4番・5番・6番・9番の譲受人に関してですが、譲受人は農業法人でハーベスタ等の事業を行っていますが、土地の賃貸借等は出来るんですか。

砂川事務局：

譲受人は委託関係での賃貸借ですので、大丈夫です。

議 長：ほかに質疑等はありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：再開します。

議 長：次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、7件でございます。
受付番号1番から7番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から7番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和2年8月11日(火)に調査員として、8番・川満委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村さん、仲間さん合計7名で日程として午前10時から午後4時まで現地調査を行い、午後4時から4時20分まで事務局にて調査内容会議、8月17日に内部審査会にて調査した4条申請8件、5条申請12件、合計20件の調査の結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、JA上野給油所の西側1kmに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、友利集落の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野・障害等の多い道路に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、砂川・うるか線のトラパーチン工場の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、佐和田集落の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野ガーラバリ集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、長間集落の北側の山田集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団集落接続と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、与那覇集落の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第7議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は高江洲タタミ店の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、12件でございます。
受付番号1番から12番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から12番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、JAあたらす市場東側交差点の日本キャタピラー合同会社の南側200mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他段差、障害の多い道路等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、7番委員

長濱委員：

2点ほど確認したいことがあります。1つは、許可について永年なのか、年間なのか、2つ目は、顛末書等の確認についてですが。

川満事務局：

顛末書等については、再確認後に再度申請させますので、今回の申請については保留とさせていただきます。

議 長：受付番号1番については保留といたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

川満事務局：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、下地線的那覇鋼材ヤードの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番と4番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号3番と4番の説明をいたします。この申請は前回申請されて内面積訂正の件で再提出された申請で、場所は、上野線の地盛集落の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

この申請に関しては5,664.70㎡との内面積訂正だったと思いますが、申請面積は何も変わっていないけど。

川満事務局：

この申請された内面積の外に以前からあります宅地面積（551.43㎡）が申請書に記載されていないので、追加でお願いします。

議 長：外に質疑等はありませんでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番と4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、城辺線の蔵王自動車工場の横側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、添道集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団集落接続農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

川満委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、下崎集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を事業計画変更も含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

川満委員：

受付番号9番の説明いたします。場所は、島の駅の南側集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を事業計画変更を含めて原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、宮古島市未来創造センターの北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、その他段差、障害の多い道路に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、狩俣線のふれあいフルーツ宮古島の横側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、2件でございます。受付番号1番と2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。8月4日に平良地区農地パトロールで調査し、場所は、大福牧場から一週道路の南静園に向かって1kmに位置し、申請地は岩盤があつて山林に囲まれた状況なので、非農地相当と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。上野地区農地パトロールで調査し、場所は、宮古食肉センター西側交差点の南側に位置し、申請地は岩盤が多く20年以上農地として利用されて以内状況で非農地相当と確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

議 長：はい、14番委員

仲里委員：

今回の総会での推進委員からの依頼で委員等に説明を委託して説明させる場合の日報等への記入や報酬に関してはどのようになりますか。

砂川事務局：

日報への記入は推進委員と委員とでの説明引き継ぎとなりますので、活動報告は記入して下さい。報酬に関しては、確認してから報告いたします。

議 長：外に発言等はありませんでしょうか。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和2年第8回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和2年8月25日（火）

会 長 芳 山 辰 巳
9 番 委 員 松 岡 日出雄
10番委員 砂 川 寛 裕

